

資料

訳注 晉書刑法志 (三) (未定稿)

内 田 智 雄

獻帝建安元年、應劭又刪定律令、以爲漢議、表奏之曰、夫國之大
事、莫尙載籍、[△]載籍也者、決嫌疑、明是非、賞刑之宜、允執[△]厥中、
俾後之人、永有鑒焉、故膠東相董仲舒、老病致仕、朝廷每有政議、數
遣廷尉張湯、親至陋巷、問其得失、於是作春秋折獄二百三十二事、
動以經對、言之詳矣、逆臣董卓、蕩覆王室、典憲焚燬、靡有孑遺、
開闢以來、莫或茲酷、[△]今大駕東邁、巡省許都、拔出險難、其命惟新、
臣竊不自揆、輒撰具律本章句、尙書舊事、廷尉板令、決事比例、司
徒都目、五曹詔書、及春秋折獄、凡二百五十篇、蠲去復重、爲之節

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・
南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本
にはいずれも「籍」の下に「也」の
字がある。
△宋明本・朝鮮本には「執」が「獲」
になっている。

△朝鮮本には「今」が「令」になって
いる。

文、又集議駁三十篇、以類相從、凡八十二事、其見漢書二十五、漢記四、皆刪敘潤色、以全本體、其二十六、博採古今瓌璋之士、德義可觀、其二十七、臣所創造、左氏云、雖有姬姜、不棄憔悴、雖有絲麻、不棄菅蒯、蓋所以代匱也、是用敢露頑才、廁于明哲之末、雖未足綱紀國體、宣洽時雍、庶幾觀察、增闡聖德、惟因萬幾之餘暇、遊意省覽、獻帝善之、於是舊事存焉、是時天下將亂、百姓有土崩之勢、刑罰不足以懲惡、於是名儒大才、故遼東太守崔實、大司農鄭玄、大鴻臚陳紀之徒、咸以爲宜復行肉刑、漢朝既不議其事、故無所用、

獻帝の建安元年^aに、応劭^bはまた律令を整理撰定して漢議をあらわし、これを上奏文とともに奉って次のように述べた。「そもそも国家の大事なもののうちで、典籍ほど大事なものはない。典籍というものは、疑わしいことに決定をあたえ、是と非とを明らかにするものであり、適宜な賞罰を行ない、まことにその中正をとって失わず、後世の人をして永く鑑みるところあらしめるものである。もとの膠東の相の董仲舒^cが、年老いて病み、官を退いたのちも、朝廷は政治上の論議があるごとに、しばしば廷尉^dの張湯^eに命じ、親しく陋巷を訪れて、

△宋明本には「二」が「三」になっている。

△宋明本には「末」が「求」になっている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本には「實」が「寔」になっている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいずれも「用」の下に「矣」の字がある。

a 建安元年。(196 A.D.)

b 応劭。

後漢末の人。博学をもって聞え、また董卓の乱にはしばしば賊と戦ったことがある。その今に伝わる著書としては、漢官儀、風俗通義がある。

c 董仲舒。

前漢の大儒で、武帝に進言して儒学を国家公認の学問とした。その晩年に膠西王の相に任ぜられたことがあり、ここに膠東の相とあるのは誤りであろう。なお相とは、諸侯王の国の行政長官で、郡における太守にあたる。

d 廷尉。

九卿の一、司法の長官で刑罰のことを司る。

事の得失を問わせた。そこで董仲舒は春秋折獄二百三十二事をあらわし、その一々につき経書にもとづいて解答をし、これを論ずることが詳かであった。ところが逆臣の董卓が王室を破壊顛覆し、典籍や法典は焼きはらわれて、一として残るものがなくなってしまう。開闢より以来、このようにひどいことはない。いま天子の車馬は東方に向われ、許の都に巡幸せられているが、危険や困難から脱出して、いまやあらたに天の命を受けられることになった。そこで私も身のほどを省みず、あえて律本章句、尚書旧事、廷尉板令、決事比例、司徒都目、五曹詔書、および春秋折獄、あわせて二百五十篇を編集し、その重複を除き去り、適当に省略したり文飾を加えたりした。また議駁三十篇を集め、事類に従ってならべ、あわせて八十二事項とした。そのうち漢書に見えるものが二十五、漢記に見えるものが四あり、みな取捨を加え潤色を施して、本来のすがたを損わぬようにした。またそのうち二十六の事項は、ひろく古今の傑出した人物で、立派な道徳をそなえたものの議論をとり、二十七の事項は、私が考えて作ったものである。左伝にも、『たとえ姫や姜の女があろうとも、みすばらしく賤しい女をすててはならぬ。たとえ糸や麻があろうとも、菅や藎をすててはならぬ』とあるが、おもうにそれは、貴いものがなくなった時、その代りをさせるためである。されば私も鈍才を臆することなくあらわにし、聡明な人々の末尾に加わって書物をあらわしたわけである。たとえそれが国家の

e 張湯。

武帝の時に太中大夫となり、さらに廷尉・御史大夫などに歴任し、「天下のことみな湯に決す」とまでいわれたが、のち人のために謀られて二B.C.に自殺した。

f 春秋折獄二百三十二事。

孔子の作と伝えられる春秋の理によって獄事を断じたものと思われるが、その書は亡びて伝わっていない。

g 董卓。

後漢末の將軍で、靈帝の子の弁を廢して献帝を立てた。ついで袁紹等に攻められるや、都の洛陽を焼きはらひ、帝を擁して長安に移ったが、初平三年(192A.D.)に暗殺された。

h 許の都。

建安元年(196A.D.)に曹操は帝を潁川郡の許県に遷した。

i 律本章句。

律文を解釈したものと思われる。

j 尚書旧事。

尚書の官に保管されている行政や典式の先例となる記録。

k 決事比例。

さきの決事比に同じ。(二)の一四頁脚注参照。

l 春秋折獄。

後漢書応劭伝には「春秋断獄」になっている。さきの董仲舒の春秋折獄と同じものであるかも知れない。

m 議駁。

後漢書応劭伝では「駁議」になっている。駁議とは朝廷の論議に對して反

根本を治めととのえ、み世の太平をあまねくおよぼすのに十分でないまでも、これらの書に明察をたれさせられ、聖徳を増しひろめられんことを願う次第である。政務の余暇を利用して、お気のむくままにご覧をたまわりたい」と。献帝はこれをよしとした。ここにおいて旧来の故事が保存されることとなった。この当時、天下は乱世にむかい、人民には土砂がいまにも崩れ去るに似た形勢が見え、従来の刑罰では悪事を懲らすのに十分ではなくなってしまった。そこで名儒大才として知られたもとの遼東太守の崔実、大司農の鄭玄、大鴻臚の陳紀などの人々が、みな肉刑を復活して行なうがよいとしたけれども、漢の朝廷がそのことを論議にとりあげなかったので、その主張は用いられるところとならなかった。

注① 廷尉板令。

廷尉が板に書きとどめた判例の類であろう。張湯伝では、廷尉が天子の裁決を後の判例とするために、掣令として書きとどめたことが記されている。なお張湯伝には「廷尉掣令」の語があり、注によるとそれは、廷尉板令と同一のものと思われる。

② 司徒都目。

司徒は三公の一で、宰相の位である。都目とは決事都目のことで、司徒が決定し、あるいは管掌した事例の総目のこと。なお司徒の職務の主たるものは、教育・民生・官吏の成績の評価・国家としての葬祭などとされている。

③ 五曹詔書。

訳注 晉書刑法志 三

と。駁修正を加えるために奉る上書のこと。

n 漢書。

前漢 (206B.C.—25A.D.) の正史で、後漢の班固の撰。

o 漢記。

後漢の歴史を記した書で、その編述は後漢の明帝 (57—75A.D.) の時に始まり、そののち再三にわたって、補続が行なわれた。のちこれをまとめたものが東觀漢紀である。

p 左伝。

原文は左氏となつていて、正しくは春秋左氏伝といひ、春秋を敷衍したものとされ、経書のひとつとなつてゐる。この引用文は、左伝成公九年のことにもとづいてゐるが、その左伝の文は、さらに逸詩の句を引用したものである。

q 姫や姜。

周代の姫姓や姜姓は由緒のある大國とされていた。

r 菅や蒯。

菅や蒯は、その纖維が絹や麻より粗悪で、布靴(ぬのぐつ)の材料などに用いられた。

s 献帝。

後漢の最後の天子、189—220A.D.

t 崔寔。

また崔寔とも書く。後漢末の人で、「政論」を著して名声を得た。建寧 (138—172A.D.) 中に卒した。

u 大司農。

漢の九卿の一で、錢穀のことを掌る。

五曹は尚書の五曹で、曹とは部局のことである。尚書は詔書の作成や宣布を掌る官で、五曹詔書とは尚書の官を通じて宣布された詔書を集めたものと思われる。漢旧儀によると、前漢では初め尚書は、常侍曹・二千石曹・民曹・主客曹の四曹からなっていたが、成帝(33—7B.C.)の時に三公曹を増して五曹としたとある。

v 鄭玄。後漢末の大儒、訓詁学者として著名である。127—200A.D.

w 大鴻臚。漢の九卿の一で、外交のことを掌る。

x 陳紀。後漢末に徳行家として有名で、「陳子」を著した。129—199A.D.

y 肉刑。身体を傷つけたり、身体の一部を切りとったりする刑罰。

及魏武帝、匡輔漢室、尙書令荀彧、博訪百官、復欲申之、而少府孔融議、以爲古者敦龐、善否區別、吏端刑清、政簡一無過失、百姓有

△宋明本には「古」が「卜」になっている。

罪、皆自取之、末世陵遲、風化壞亂、政撓其俗、法害其教、故曰、

△百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・斟注本には「龐」が「厖」になっている。

上失其道、人散久矣、而欲繩之以古刑、投之以殘弃、非所謂與時消

△殿本には「吏端」の二字がなく、「刑清政簡」が「政簡刑清」になっている。

息也、紂斲朝涉之脛、天下謂爲無道、夫九牧之地、千八百君、若各

別一人、是天下常有千八百紂也、求世休和、弗可得已、且被刑之

△宋明本には「陵」が「凌」になっている。

人、慮不念生、志在思死、類多趨惡、莫復歸正、夙沙亂齊、伊戾禍

宋、趙高英布、爲世大患、不能止人遂爲非也、適足絶人還爲善耳、

△百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいずれも「適足絶人還爲善耳」

雖忠如鬻拳、信如下和、智如孫臏、冤如巷伯、才如史遷、達如子

の八字がない。

政、一罹刀鋸、没世不齒、是太甲之思庸、穆公之霸秦、陳湯之都賴、魏尙之臨邊、無所復施也、漢開改惡之路、凡爲此也、故明德之君、遠度深惟、弃短就長、不苟革其政者也、朝廷善之、卒不改焉、

魏の武帝が漢の王室を補佐することになった時、尚書令の荀彧は、ひろく百官の意見を徴して、ふたたび肉刑論をとりあげようとした。すると少府の孔融が次のように論じた。「昔は世の中が敦厚で、善悪の区別がはっきりしており、役人はただしく刑罰は公正で、政治は簡明で過失はまったくなく、民が罪を犯すのは、みな自らそれを招きとつたのである。ところが末の世となって正しい道がすたれ、教化がくずれて、政治は民の風俗をたわめ、法律は民の教化をそこなうようになった。だから『上、其の道を失ひて、人、散ずること久し』といわれている。それなのに、いにしえの刑罰を用いて民を正そうとし、その身体を残す刑を施して世の中から弃てさうとするのは、いわゆる時とともに変化していくというやりかたではない。殷の紂王は、朝がた川を歩いてわたる人のすねを斬って、天下の人から無道の君よといわれた。およそ九州の地には、千八百の国君がいたが、そのおのおのの君が、一人に刑の刑を行なうとす

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいずれも「政」が「正」になっている。
△宋明本には「思」が「意」になっている。

a 魏の武帝が漢の王室を補佐することになった時。のちの魏の武帝たる曹操は、董卓の乱で長安に拉し去られた後漢の獻帝が、辛うじて洛陽まで逃れきたつたのを迎え、これを許(河南の許州)に擁立し、自ら司空となって政治の実権を握った。時に建安元年(196A.D.)であった。

b 荀彧。魏の曹操に仕えて功績が多く、侍中となり、尚書令をかねた。建安十七年(212A.D.)に五十才で卒した。

c 少府。九卿の一、宮中の服御の諸物、衣服・宝貨・珍膳のことを掌った。

d 「上、其の道を失ひて、人、散ずること久し」。論語子張篇に見える曾子のことば。「散ずる」とは、民心が離叛して法を犯すことをいう。

e いにしえの刑罰。肉刑を指す。

f 殷の紂王は、……人のすねを斬って。

れば、いつも千八百人の紂王がいることになる。それで世の中が平穩であることを望んでも、かなうべくもないことである。その上に肉刑に処せられた人は、胸中、生きる望みを失ない、心はいつ死んでもよいと考えているので、たいていは悪い方にいつてしまつて、二度とふたたび正しい方には立ちかえらないものである。夙沙衛は齊の国を乱し、伊戾は宋の国に禍いをおこし、趙高や英布は世の大きな患となつた。してみると肉刑は、人が非行をやりつづけるのを止めることができないばかりか、人が立ちかえつてよいことをしようとする道を絶つてしまふのに役立つだけである。たとえ鬻拳のように忠義であり、卞和のように信実であり、孫臏のように智略があり、巷伯のように潔白であり、史遷のように才能がすぐれ、子政のように達識であつても、ひとたび刀や鋸の刑にかけられてしまえば、生涯、人並みには取り扱われない。だから、かの太甲が位に復したのちは、常道をおもい徳をおさめて刑を行なわず、穆公が秦の地に覇をととなえ得たのも刑を行なわなかつたからであるが、さらにまた陳湯が都頼水で詔を矯げて郵支单于を斬つたのに対しても、魏尚が辺境の戦いで首級数を違えて報告したのに対しても、刀や鋸の刑には処せなかつた。漢が、罪人に対して過ちを改める道を開いたのは、まったく以上のことに鑑みるところあつたからである。さればこそ明德の君は、ちぎらざることをよくおしはかり、慎重におもいをめぐらし、よくないものをしてすぐれたものに従い、

紂王はある冬の朝、川を歩いてわたる人を見て、そのすねを斬り、なげ水の冷たさにたえられるかを調べたといわれる。

g およそ九州の地には、千八百の国君がいたが、禹貢によれば九州には諸説があるが、豫・青・徐・揚・荆・梁・雍の諸州に分けたとされる。前漢の賈山のことばによると、九州の民は千八百の諸侯がいたといわれる。

h 人が立ちかえつてよいことをしようとする道を絶つてしまふのに役立つだけである。原文は「適足絶人還爲善耳」であるが、この句は百納本以下の諸本には見えない。

i 刀や鋸の刑。肉刑をさす。訳注漢書刑法志五頁の注③参照。

j 漢が、罪人に対して過ちを改める道を開いた。漢の文帝が改過自新の道を開いて、肉刑を廃止したことをさす。

軽々しくはそのまつりごとを改めないものである」と。朝廷では孔融の論議を善しとして、ついに改めるところがなかった。

注④ 夙沙衛。

初め齊の靈公は、正妻の顔懿姫の姪にあたる驥声姫の生んだ光を立てて太子としたが、のちに妾の仲子の生んだ牙をもってこれにかえ、光を東境に追った。夙沙衛はこの牙の少傅となったが、彼は宮刑をうけた寺人(宦官)で、この太子の改立に暗躍したひとりであった。しかし、のちに靈公が病むと、崔杼らはひそかに光を迎えて太子となし、やがて靈公の後をつがしめた。これが莊公である。莊公は牙を殺したので、夙沙衛は高唐に走って齊の宋公にそむいた。このことは左伝襄公十九年(533B.C.)に見える。

⑤ 伊戾。

伊戾もまた宮刑に処せられた人で、春秋時代、宋の平公の太子痤の寺人。かつて痤が楚の使者を歓待した時、彼は痤が楚の使者と謀反を企てていると平公に告げて、痤を死にいらしめた。のち太子に罪のないことが明らかとなって処刑せられた。左伝襄公二十六年(547B.C.)に見える。

⑥ 趙高。

これもまた秦の宦者、すなわち宮刑に処せられた者で、始皇帝の崩じた時(210B.C.)、詔を矯めて始皇の長子扶蘇を自殺させ、のち李斯を殺して丞相となり、胡亥を立てて二世皇帝とした。秦末争乱の際、二世を殺して子嬰を立てたが、却って子嬰のために殺された。

⑦ 英布。

秦の末、黥刑に処せられたので黥布ともよばれた。秦末の群雄蜂起に際し、項羽に従い、のち漢に帰属し、淮南王に封ぜられた。しかし高祖の十一年(196B.C.)、謀反のかどで高祖に攻められ、逃走の途中、暗殺せられた。

⑧ 鬻拳。

春秋時代の楚の忠臣。かつて楚王に意見したが容れられず、遂に剣をつきつけて王を従わせた。しかし君を脅かした罪は大きいとして、自ら罰しておのれの足を斬った。楚人は彼を城門の番人の長とし、大伯と尊称した。左伝莊公十九年(675B.C.)に見える。

⑨ 卞和。

楚の人。周の文王・武王に璞玉を献じたが、その都度、ただの石に過ぎぬとされ、信実でないことをいうとして左右の足を斬られた。彼はそれを残念におもい、玉をいだいて三日三晩哭泣していたので、成王が玉人に命じてそれを磨かせたところ、彼の言に偽りはなく、果せるかな真の宝玉であった。この物語りは韓非子和氏篇に見える。

⑩ 孫臏。

戦国時代の兵法家。初め龐涓ほうけんとともに兵法を学んだ。涓は魏の恵王の將軍となったが、自分の学才が遠く臏におよばないのをおそれて、臏を招いて罪におとしいれ、その両足を断ち、いれずみの刑に処して、魏王に見え得ないようにした。臏はのち斉の威王に仕え、兵法の師となった。たまたま魏と趙とが連合して韓を攻めるにあたり、斉は韓を助けることになったが、臏は智略をもって魏の將である龐涓を誘い、馬陵に打破ってこれを自頸させた。

⑪ 巷伯。

巷伯とは宮中であつて王后の命令を掌る宦者。詩經の小雅に巷伯の詩があり、周の幽王(781—771 B.C.)の時、巷伯に冤罪のおよぶのをおそれて作られたものとされている。

⑫ 史遷。

司馬遷のこと。漢の武帝の時、李陵が匈奴に敗れたが、彼は陵のために弁護し、武帝(141—87 B.C.)の怒にふれて宮刑に処せられ、のち史記を著した。

⑬ 子政。

漢の学者劉向、子政はその字である。宣帝(74—49 B.C.)の時、黄金を作ることができると上言したので、天子が多額の費用をかけて鑄作せしめたが、成功せず、まさに死刑に処せられるはずのところ、天子がその才を惜しんで死罪を減じた。前の五人はいずれも肉刑と関係があるが、劉向についてはそのような事実が見あたらない。

⑭

かの太甲が位に復したのちは、常道をおもい。
書經太甲篇によれば、「嗣王戒めよ、なんじのその辟きみたることをつつしめ、辟、辟たらざるは、その祖を忝はづかしむ」という伊尹の訓誡に対して、「王これ庸として念聞するなし」、すなわち太甲はその不明暴虐を常として、伊尹の訓誡を念慮におかかったと記されているのに対して、太甲篇の序によると、太甲が桐に放たれて三年、過を悔い善にかえたので伊尹に迎えられ、亳の都に帰ったのち「庸を思ふ」、すなわち常道の実践に念慮したとされている。その本文と事実の前後に矛盾があるが、ここでは書序に従って訳しておいた。

なおこの伝説は、次の三例と異なり、直接には刑罰に関係がないと思われるが、ここでは刑罰に関するものとしてあげられていると解するよりほかにはない。

⑮ 穆公が秦の地に覇をとらえ得た。

穆公は春秋時代の秦の名君。初め魯の僖公三十二年(658B.C.)、孟明や白乙らをして鄭を伐たせたが、翌年、孟明らは遠征の帰路、晉の襄公のために破られ、とりこにされ、黥刑を施されて秦に送り帰されてきた。しかし、穆公は彼等を罪することなく、自ら出迎えて謝しているのには、「この敗北は自分の責任であり、お前たちになんの罪があるか」と。彼等に従前どおりの地位をあたえ、ついに西戎に覇をとらえることができた。

⑯ 陳湯。

前漢の人。元帝のとき西域副校尉となり、詔を矯めて諸国の兵を発し、都頼水のほとりに匈奴の郵支单于を斬った。このとき朝廷では、矯詔の故をもってこれを罪せよという意見が強かったが、天子はこれをあわれんで罪を加えなかったばかりか、却ってこれを賞賜した。

⑰ 魏尚。

前漢の人。文帝のとき雲中太守となり、首級や捕虜の数を上申するのに、その数が六つ違っていたので、吏に下されて爵を削られることになった。しかし馮唐ふうとうが彼のために説いたので、赦されてまた雲中の守となった。

及魏國建、陳紀子羣、時爲御史中丞、魏武帝下令、又欲復之、使羣申其父論、羣深陳其便、時鍾繇爲相國、亦贊成之、而奉常王修、不同其議、魏武帝亦難以藩國改漢朝之制、遂寢不行、於是乃定甲子科、犯鈇左右趾者、易以木械、是時乏鐵、故易以木焉、又嫌漢律太重、故令依律論者、聽得科半、使從半減也、魏文帝受禪、又議肉刑、詳議未定、會有軍事、復寢、時有大女劉朱、搗子婦酷暴、前後三婦自殺、論朱減死、輸作尙方、因是下怨毒殺人減死之令、魏明帝

△百衲本・宋明本・朝鮮本には「木」が「斗」になっている。

△元明本・南監本には「搗」が「搗」になっている。

△百衲本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本には「朱」が「朱朱」になっている。

改士庶罰金之令、男聽以罰金、婦人加笞、還從鞭督之例、以其形體
裸露故也、

△朝鮮本には「之」が「其」になつて
いる。
△宋明本には「笞」が「答」になつて
いる。
△宋明本には「督」が「叔」になつて
いる。

魏の国が建てられて、陳紀の子の群が、その時の御史中丞であつたが、魏の
武帝は令を下して、また肉刑を復活させたいとおもひ、陳群をしてその父の主
張をまたとりあげさせた。群はそれがよろしきになつたものであることをと
くと述べた。その時、鍾繇は相国であつたが、またこれを賛同支援した。し

a 魏の国が建てられて。
これは魏が王朝を創めたことではな
く、曹操が漢の建安十八年(213B.
C.)に一藩国に封ぜられて、魏国公
となつたことをさす。
b 陳紀。
一〇六頁の脚注参照。

かし奉常の王修はその議に同調しなかつた。それに魏の武帝も、藩国の分をも
つて漢朝の制度を改変することを憚はばかつたので、そのまま沙汰やみとなつて行
なわれなかつた。これよりのち甲子の科を定め、左右の足に鈇ていふをはめられる罪
を犯したものは、木械kに替へることにした。当時、鉄が不足していたので、木

c 陳群。
穎川の人、魏国建てられるや御史中
丞となり、曹操および文帝(220-
226)や明帝(226-239)に仕えた。侍
中・尚書令・司空等を歴任し、青龍
四年(236)に卒した。肉刑論を述べ
たほか、九品官人法を定め、また政
治に關してしばしば天子に上疏して
いる。

に取替えたわけである。また漢の律が重すぎるきらいがあるとして、令を下し
て、律文に従つて判決をあたらえられるものには、刑の半分を科すればよいこと
にした。すなわち刑の半減の法によらせたのである。魏の文帝がゆずりを受け
て位につき、また肉刑のことを問題としたが、審議が結論に達しないうちに、
軍事に際会して、またたち消えとなつてしまつた。ときに、劉朱という女があ

d 御史中丞。
御史大夫の副官で、殿中であつて秘
かに非法を挙げることを掌る。
e 鍾繇。
穎川の人、文帝・明帝に仕え、大理・
大尉・大夫などとなり、太和四年(230
C.)に八十才で卒した。
f 相国のこと。

って、息子の嫁を打つことがひどかったので、前後、三人の嫁が自殺したが、劉朱の罪を裁決して死刑を減じ、尚方（尚方）におくって労役につかせた。このことがあってから、怨みや憎しみで人を殺したものは、死罪を減ずるといふ令が下された。魏の明帝は、士庶罰金の令を改め、男は罰金のかわりに体罰をうけることを認め、女に笞を加える場合には、また鞭督（鞭督）のやり方に従った。笞刑においては婦人のからだがあらわになるからである。

⑱ 士庶罰金の令を改め、男は罰金のかわりに体罰をうけることを認め、女に笞を加える場合には、また鞭督のやり方に従った。

同じことが魏書刑罰志には、「明帝改士庶罰金之坐、除婦人加笞之刑」と簡略に記されている。原文の「男聽以罰金」の一句は、このままでは解決ができないが、通典卷一六三には、「男聽以罰代金」となっており、ここではしばらく通典に従うこととしたが、なお明板および朝鮮銅活字本の通典には「男」の字がなく、またその方が意を通じ易い。さらにまた太平御覽引くところの晉志には、「男聽以罰金」の一句が全然ない。

g 奉常。九卿の一、礼儀や祭祀のことを掌る官。

h 王修。北海の人、後漢末曹操に従い、魏郡太守となり、曹操が魏国公となるや、大司農・郎中令となり、肉刑反対となえた。奉常となったのはその後のことである。在官中に卒した。

i 甲子の科。その科の発布された日の干支にちなんで、このように名づけられたのであろう。科は従来一般に律令を補足するものとみなされ、漢代以来律令・比とともに法分類上の一項目をなすものと考えられているが、なお明らかでない。

j 鈇。足にはかせる金属性のかせをいう。

k 木械。木製のかせ。

l 令を下して。令の字は命令を下す意味での令か、単なる使役の令であるか明らかでない。

m 魏の文帝。(220—226 A.D.)

n 女。

原文には大女とある。壮年の女のことであろう。

o 尚方。少府の属官で、天子の佩刀や上等の器物を上手な技術者に作らせることを掌る官。

p 魏の明帝。(226—239A.D.)

q 鞭督。

鞭でいましめること。答を加える場合に衣服を脱がせるが、鞭督の場合には衣服を脱がせないのたあろう。

△百納本・宋明本には「網」が「綱」になつてゐる。

△割注本には「其」が「具」になつてゐる。

△宋明本には「以」の字がない。

△宋明本には「蕭」が「簫」になつてゐる。

△宋明本には「興」が「與」になつてゐる。

△宋明本には「嫁」が「稼」に、「辭」が「詞」になつてゐる。

△百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・割注本には「損」の下に「率皆」の二字がある。

△宋明本・朝鮮本には「採」が「探」になつてゐる。

△宋明本には「賊」が「殘」になつてゐる。

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝、悝撰次諸國法、著法經、以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊、盜賊須劾捕、故著網捕二篇、其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈踰制、以爲雜律一篇、又以其律、具其加減、是故所著六篇而已、然皆罪名之制也、商君受之以相秦、漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律興廩戸三篇、合爲九篇、叔孫通益律所不及、傍章十八篇、張湯越官律二十七篇、趙禹朝律六篇、合六十篇、又漢時決事、集爲令甲以下三百餘篇、及司徒鮑公、撰嫁娶辭訟決、爲法比都目、凡九百六卷、世有增損、集類爲篇、結事爲章、一章之中、或事過數十、事類雖同、輕重乖異、而通條連句、上下相蒙、雖大體異篇、實相採入、盜律有賊傷之例、賊律有盜章之文、興律有上獄之法、廩律有逮逋之事、若此之比、錯糅無常、後人生意、各爲章句、叔孫宣郭

令卿馬融鄭玄諸儒章句十有餘家、家數十萬言、凡斷罪所當由用者、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言、言數益繁、覽者益難、天子於是下詔、但用鄭氏章句、不得雜用餘家、

この時には秦や漢の旧い律をうけついでいたが、その法は魏の文侯の師の李悝から始まったものである。悝は諸国の法を編輯して法経を著わした。そして王者のまつりごととしては、盗と賊のことはど急を要するものはないと考えたので、その律は盗と賊の篇から始まっている。盗と賊とはかならずその罪を糾弾して逮捕すべきものであるから、網と捕の二篇を著わした。そして輕狡、越城、博戲、借仮不廉、淫侈躒制などは、それらをもって雜律一篇となし、また具律をもって刑の加減についての規定を補ない具えた。このような次第で、著わすところはただ六篇だけであった。しかしそれはどの篇もみな、犯した罪に刑をあてはめるといふ制であった。商君はこの法経をうけ用いて秦の宰相となり、漢はその秦の刑罰制度を継承し、蕭何は律を定めた。参夷連坐の罪を除き、部主見知の条を増し、事律の興・廢・戸の三篇をふやし、あわせて九篇とした。また叔孫通が、律ではふれていないところをまして作った傍章

△百納本・宋明本・元明本・朝鮮本・南監本・秘閣本・汲古閣本・斟注本にはいづれも「逋」が「捕」になっている。
△百納本・宋明本・朝鮮本には「但」の下に「得」の字がある。

a 魏の文侯。(424—387A.D.)

b 李悝。戦国魏の文侯に仕え、穀価統制や地力を尽すの説をたてまつった。魏の世家に見える李克と同一人であるといふ説もある。

c 賊。人を殺傷すること。

d 網。唐律疏議の断獄律に「魏、李悝の囚法を分ちてこの篇を出す」とあり、「囚」の字を誤まって「罔」と書き、「罔」の字はまた「網」とも書くところから、「網」の字に改められたのであらう。

e 輕狡。輕薄狡猾な行為をいふと思われるが明らかでない。

f 越城。県や邑などの城壁を越えて出入するやうなことをいふのであらう。

g 博戲。財物などをかけて遊戯をきそうこと。

十八篇と、張湯の越宮律二十七篇と、趙禹の朝律六篇と、あわせて六十篇となった。また漢の時に定められたことを集めて、令甲以下三百余篇とし、また司徒の鮑公が、婚姻などの訴訟を裁決した事例を編纂し、法比都目を作

り、すべて九百六巻とするなど、世々増減するところがあった。大体いづれも同類のものを集めて篇をつくり、同種の事項をまとめて章を立てたが、ひとつの章の中で、時にはある事項が数十をこえ、ことがらの種類は同じであっても、その軽重の度がまったく異なっていることがあるのに、それらの条文をつらね章句をつづけて、前後たがいに關係をもたせてあり、おおまかには篇を分けてあったが、実際にはたがいに入りくみあっていた。たとえば盜律の中に賊傷の事例があったり、賊律の中に盜章の条文があったり、興律の中に上獄の法規があったり、廩律の中に逮捕の事項があったりするなど、こうしたたぐいのものが多く、錯雑していきまじりなかつた。そのため、のちの人々はおもいおもいの解釈を生み出し、それぞれに章句を作った。すなわち叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄ら、諸学者の章句十余家があり、一家ごとに数十万字の章句があった。およそ罪を断ずるのに準拠すべきところは、全部で二万六千二百七十二條、七百七十三万二千二百余字にのぼり、字数がますます多くなって、読むものはますます困難を感じるようになった。そこで天子は詔を下して、ただ鄭氏の章句だけを用いることとし、その他の諸家の章句を雜え用いることをでき

h 借假不廉。財物を借りて返却しなかつたり、財物を貸して不当な利をとつたりすることなどであらう。

i 淫侈踰制。奢侈をきわめ、車服・飲食・婚葬などに僭上なふるまいなどあることをいうのであらう。

j 雜律。雜律の内容を、ここでは五つとしておいたが、輕狡・越城・博戲・借假・不廉・淫侈・踰制の七つに分けるという説もある。

k 具律。後世の名例律に相当するもので、刑の加減に關する総則的な規定。

l 商君。公孫鞅のこと。秦の孝公(338-311 BC)に仕え、いわゆる商君の法を作り、政治上の大變革を行なつた。その封地にちなんで商鞅とも商君ともいう。

m 蕭何。高祖と同じ沛の人。高祖の微賤な時からよくこれを助け、高祖が咸陽に攻めいった時には、彼は秦の宮に府に蔵された財物を律令や圖書を接収して、後日これをもちつて漢朝の二年や立法の資たらしめた。

n 參夷。三族を誅する刑。三族は父母・兄弟・妻子とも、父の族・母の族・妻の族とも称される。なほ漢志では、參夷の罪を除いたのは、高元年(206 BC)の事としてある。漢書刑法志三七・六一頁參照。

ないようにした。

⑲ このような次第で、著わすところはただ六篇だけであった。しかしそれはどの篇もみな、犯した罪に刑をあてはめるといふ制^{さだめ}であった。

この句は、犯罪に対応する罪名は、ことごとく網羅しつくしているという意味なのか、それとも、それらは皆、犯罪に対する罪名のみに限定せられたもので、後文の傍章律や事律などに類するものは含んでいないという意味なのか、作者の意志が明らかでないが、ここでは一応上記のように訳しておいた。

⑳ 傍章十八篇。

叔孫通が傍章十八篇を著わしたということは、史記や漢書にも見えないことであるが、後漢書曹褒伝には叔孫通の漢儀十二篇の名が見え、また論衡謝短篇にも、叔孫通が儀品十六篇を制作したことが記されている。そして沈家本は、この漢儀もしくは儀品をもって、傍章十八篇のこととしている。また傍章と呼ばれることの意義も明らかでないが、沈家本によれば、この漢儀もしくは儀品が、律令と一緒に、すなわちそのかたわらに、記されていることによると考えているようである。

㉑ 令甲。

令とは天子の詔令のことで、律を補充する法的性格をもつもの。漢の令を令甲・令乙・令丙などと呼ぶその甲乙丙は、令の重要度を示すものであるとも、また令の編次すなわち今の第一篇第二篇などというにあたりとする説もある。

○ 連坐。五人組十人組を構成するものが、それれれ相互に連坐せしめられること。なお漢志では連坐の罪を除いたのは、文帝(180-157B.C.)の時のこととしてある。訳注漢書刑法志三七・六四頁参照。

p 部主。詳しくは監臨部主。監督の任にある役人が、部下の犯罪に連坐する法。漢志では次の見知の法とともに武帝(141-87B.C.)の時のこととしてある。訳注漢書刑法志五二頁参照。

q 見知。詳しくは見知故縱。役人が犯罪を見たり知つたりして、それを故意に見逃がすのを処罰する法。

r 事律。事律は、下文の興・廩・戸の三律を総称したものである。この三律はさきの盜律賊律などが犯罪行為に対する罰則規定であるのと異なり、もろの制度規定ならびにその違犯行為に対する罰則規定である。

s 興・廩・戸の三篇。興律は兵役など人民の徵発に関する法規。廩律は官馬駅伝などに関する法規。戸律は税役を課することに関聯しての戸籍上の法規。

t 叔孫通。秦の博士であったが、漢に降つて博士となり、高祖のために漢の儀法を定めた。のち太傅となり、漢恵帝の時にも宗廟の儀法を定めた。

u 張湯。

武帝の時に太中大夫となり、さらに廷尉・御史大夫などに累進し、「天下のことみな湯に決す」とまでいわれたが、のち人のために謀られて自殺した(115B.C.)。

v 越宮律。

城や垣をこえて不法に宮殿などに侵入するのを取締まる法規であろう。

w 趙禹。

武帝の時に御史となり、さらに中大夫・少府・廷尉などに累進し、のちに燕の国の相となった。90B.C.に卒した。

x 朝律。

朝会や謁見に関する律。

y 鮑公。

鮑昱のこと、鮑永の子。司隸校尉、司徒、太尉を歴任した。軍略にすぐれ、治政の実をあげ、刑制改革案を上奏して納れられ、職にあつては法を奉じ正を守り、夙に父鮑永の風があるとして知られた。章帝の建初六年(81A.D.)に年七十余で卒した。

z 法比都目。

判決にあたって適用した法の条文と、該当する条文のない場合に、援用した判決例とをあわせ記した総目のようなもの。

a 章句。

章句とは、章節を区切ることであるが、この場合は、そのこととともに解釈を施したものと思われる。

b 叔孫宣。 c 郭令卿。

いずれも伝記をつまびらかにしない。

d 馬融。

扶風の人。後漢の安帝(106—125 A.D.)や桓帝(146—167A.D.)に仕え、校書郎・南郡太守・議郎などとなった。才高く学ひろく、多くの弟子を教え、延熹九年(166A.D.)、年八十八で卒した。論著すこぶる多く、また孝経・論語・詩・書・易・三礼などに注した。

e 鄭玄。

高密の人。馬融や盧植に師事して経学の蘊奥をきわめ、その門下はすこぶる多かつた。党錮の乱(166A.D.)に連坐して、禁錮の刑をうけるや、専ら経学をおさめて家門を出なかつた。詩・書・易・礼その他経学に関する注や論著が多い。建安五年(196A.D.)に年七十四で卒した。

衛覬又奏曰、刑法者、國家之所貴重、而私議之所輕賤、獄吏者、百姓之所懸命、而選用者之所卑下、王政之弊、未必不由此也、請置律博士、轉相教授、事遂施行、然而律文煩廣、事比衆多、離本依末[△]、決獄之吏[△]、如廷尉獄吏范洪、受囚絹二丈、附輕法論之、獄吏劉象、受屬偏考囚張茂物、故附重法論之、洪象雖皆弃市、而輕枉者相繼、是時太傅鍾繇又上疏求復肉刑、詔下其奏、司徒王朗議又不同、時議[△]百餘人、與朗同者多、帝以吳蜀未平、又寢、

衛覬^{えいき}はまた奏して次のようにいった。「刑罰法律は、國家の貴び重んずるところであるが、私的な論議では軽んじいやしむところである。獄吏は民がその生命を托するものであるが、任用するものの卑しみ下げすむところである。王政の弊^{すた}れるのは、これが原因でないとはいいきれない。願わくは、律博士^bをおいて、つぎつぎに教え伝えさせるようにせられよ」と。このことは遂に実施せられた。しかしなお法律の条文は煩多で、判決の事例は数多く、根本を離れ末節にとらわれるありさまであった。そして裁判を行なう役人、たとえば廷尉の獄吏^cの范洪^{はんこう}は、囚人から絹二丈をもらって、軽い法にこじつけて罪をさだめ、獄吏

△宋明本には「本」が「大」に、「末」が「未」になっている。

△宋明本には「吏」が「利」になっている。

△百納本・宋明本・朝鮮本・斟注本には「議」の下に「者」の字がある。

a 衛覬。河東安邑の人。曹操に仕え、魏國のおこった時侍中となり、制度をととのえ、文帝(220—226A.D.)踐祚のち尚書となった。明帝即位(226A.D.)ののち、律博士の設置を始め、忠言するところが多かった。魏の官儀を整えたほか、撰述するところ數十篇あり、また書道においても名声が高かった。

b 律博士。律学博士のこと、廷尉に属する官。

c 廷尉の獄吏。司法の長官である廷尉の直轄する廷尉の獄で裁判を司る役人。

